

令和3年度 香川県専門医研修資金貸付制度 募集要項

香川県では、将来、県内の指定医療機関（以下、「指定専門医療機関」という。）において、内科、外科、救急科、産婦人科、小児科、総合診療（以下、「特定診療科」という。）に係る業務に従事しようとする医師に対し、専門研修に必要な資金（以下、「研修資金」という。）を予算の範囲内で貸与します。

（1）応募資格

将来、香川県内の指定専門医療機関で一定期間、専門研修を受けた特定診療科の医師として業務に従事する意志があり、次の条件をすべて満たす方に貸付けを行います。

- ① 県内の医療機関が実施する特定診療科に係る専門研修（新専門医制度に基づく県内の専門医研修プログラム）を受けている医師。
- ② 香川県外の臨床研修病院で研修を修了した医師。ただし、①の医師のうち、産婦人科もしくは救急科プログラムの専門研修を受けている医師にあっては、県内の臨床研修病院で研修を修了している者も貸付対象とする。

※ 香川県医学生修学資金の貸付けを受けた方、及び自治医科大学を卒業した方は、貸付の対象外とします。

（2）募集人数

3人

（3）貸付金額、貸付期間、貸付方法

- ① 貸付金額 : 月額20万円
- ② 貸付期間 : 貸付を決定した年の4月から専門研修を修了する月（専門研修開始後3年を経過する月）までの期間とします。（原則、途中での辞退はできません。）
※1 専門研修期間が3年を超える場合、貸付期間は3年を上限とします。
※2 県外で専門研修を受けている期間は、原則貸付を中断します。
- ③ 貸付方法 : 原則3ヶ月分を一括してその最初の月に、指定の口座へ振込みます。

（4）研修資金の返還免除

研修資金の貸付けを受けている方（以下、「研修医」という。）が以下のいずれかに該当する場合には、専門研修資金の返還債務が全部又は一部免除されます。

① 義務年限期間の満了による場合【全部免除】

特定診療科に係る専門研修を修了した後、引き続き、5年を上限とする義務年限期間、香川県内の指定専門医療機関の特定診療科において業務に従事したとき。

《義務年限の考え方》

| 貸付期間 | 義務年限期間 |
|------|--------|
| 3年間 | 5年間 |
| 2年間 | 3年間 |
| 1年間 | 2年間 |

貸付期間の1.5倍に相当する期間(※)を、義務年限期間とします。

(※) 1年に満たない端数月がある場合、1年とみなします

② 業務の継続が困難であると認められる場合【全部免除】

県内の指定医療機関において、医師の業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

③ 返還が免除される事由の発生による場合【全部又は一部免除】

前項に規定する場合を除き、研修資金の貸付けを受けた者が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったとき。

(5) 研修資金の返還

研修医が、次のいずれかに該当することになったときは、貸付けを受けた研修資金の全額と、貸付けを受けた日の翌日から返還の日までの日数に応じ、年10%の割合で計算した額との合計額を知事が指定する日までに一括返還しなければなりません。

ただし、研修資金の貸付けを受けた方が心身の故障、災害その他やむを得ない理由のある場合は、その理由が継続する間は返還を猶予します。

また、正当な理由がなく、返還すべき額を返還期日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還を完了する日までの日数に応じ、法定利率で計算した民法に定める延滞利息を支払わなければなりません。

- ① 特定診療科に係る専門研修を中止したとき。
- ② 研修資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- ③ 正当な理由がなく、専門研修修了後直ちに指定専門医療機関の特定診療科において業務に従事しなかったとき。
- ④ 専門研修修了後、引き続き、義務年限期間、指定専門医療機関の特定診療科において業務に従事しなかったとき。
- ⑤ その他、研修資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(6) 申請受付期間

令和3年6月1日（火）～6月30日（水）必着

(7) 申請手続き

申請受付期間内に、次の書類を香川県健康福祉部医務国保課へ提出してください。

- 専門医研修資金貸付申込書（第1号様式の2）
- 医師免許証の写し
- 臨床研修修了登録証の写し
- 専門研修を行う医療機関の開設者又は管理者の推薦書（第2号様式の2）
- 連帯保証人の印鑑証明書

※申請に当たっては、独立の生計を営む2名の連帯保証人が必要となります。

(8) 指定専門医療機関

指定専門医療機関とは、以下の県内医療機関を指します。

| | 指定専門医療機関 |
|----|------------------|
| 1 | 県立白鳥病院 |
| 2 | さぬき市民病院 |
| 3 | 小豆島中央病院 |
| 4 | 高松医療センター |
| 5 | 県立中央病院 |
| 6 | かがわ総合リハビリテーション病院 |
| 7 | 高松市立みんなの病院 |
| 8 | 高松市民病院塩江分院 |
| 9 | 高松赤十字病院 |
| 10 | 香川県済生会病院 |
| 11 | 屋島総合病院 |
| 12 | りつりん病院 |
| 13 | 香川大学医学部附属病院 |

| | 指定専門医療機関 |
|----|------------------|
| 14 | 県立丸亀病院 |
| 15 | 香川労災病院 |
| 16 | 坂出市立病院 |
| 17 | 四国こどもとおとなの医療センター |
| 18 | 陶病院 |
| 19 | 滝宮総合病院 |
| 20 | 三豊市立西香川病院 |
| 21 | 三豊市立永康病院 |
| 22 | 三豊総合病院 |
| 23 | 回生病院 |
| 24 | 高松平和病院 |
| 25 | KKR高松病院 |

(9) 審査基準

原則として書類審査により交付対象者を選定し、文書にて決定通知を行います。
なお、次の観点を総合的に勘案して審査します。

① 診療領域

診療科のバランスを考慮して選定します。

② 地域

医療機関の所在する地域のバランスを考慮して選定します。

(10) その他

その他詳細な制度内容および申請に必要な様式等に関しましては、別添の「香川県専門医研修資金貸付制度のしおり」をご参照ください。

(11) 申請書提出先・問い合わせ先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県健康福祉部医務国保課 医療人材グループ（担当：小西）

TEL：(087)832-3321 / 内線:3343

FAX：(087)806-0248

E-mail：xh6547@pref.kagawa.lg.jp